汚染土壌処理業の相続の承認の審査基準

第1 根拠法令

土壌汚染対策法第22条第3項、第27条の4第1項、第27条の4第2項、 第27条の4第3項

汚染土壌処理業に関する省令

汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について(平成31年3月1日付け環水大土発第1903018号 環境省水・大気環境局土壌環境課長通知)

第2 審查基準

- 1 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)第22条 第3項の基準に適合すること。
- 2 汚染土壌処理業に関する省令(平成21年環境省令第10号。以下「省令」という。)第4条第2号ハに定める汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理の事業を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有するための基準は次のとおりとする。
 - (1) 自己破産でない又は自己破産の申請がされていないこと。
 - (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続が開始されて いないこと。
 - (3) 所得税の滞納・未納がないこと。
 - (4) 省令第13条各号に掲げる廃止時の措置に要する費用の経理的基礎が、 次のアからウのいずれかにより講じられている。
 - ア 資産に関する調書で示されている流動資産の総額
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可に係る埋立 処理施設であって、同法第15条の2の3において準用する同法第8条 の5第1項に規定する維持管理積立金の使途及び目的と重なり合う費用 の限度において、当該維持管理積立金によって積み立てられていると認 められる費用
 - ウ 保険によって、イの維持管理積立金と同等程度に廃止時の措置義務を講 ずるに足りる費用が担保されている。
 - (5) 営業実績が3年以上ある個人の場合
 - ア 次の各(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。
 - (ア) 直前の決算期において資産の額が負債の額以上である。

- (4) 直前3年のうち少なくとも1年分は所得税を納付している。
- イ 前のアに該当する者であって、直前の決算期において資産の額が負債の額以上であり、かつ、直前3年において所得税を納付していない年がある場合、収支計画書に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。
- (6) 営業実績が3年未満の個人の場合

収支計画書に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全 な経営の軌道に乗ることが証明できること。

(7)(1)から(6)に定めるほか、経理的基礎の有無を判断するに足りる相当な理由がある場合は、この限りではない。

第3 標準処理期間

70日とする。